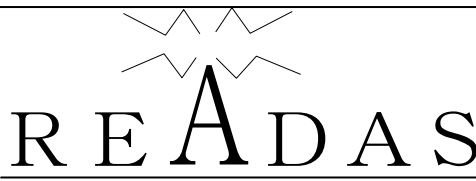


第 5351 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 11月 17日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

④ 資本金がない法人の交際費損金算入限度額

Q：当社は資本金がない社団法人ですが、交際費の損金算入限度額はどのように計算するのでしょうか？

A：次のように計算します。

【解説】

法人税では、資本金の額又は出資金の額が1億円以下である中小法人について交際費等の特例を設けていますが、資本または出資を有しない法人については、次の区分に応じ、それぞれに定める金額を資本金等の額相当額として取り扱うこととなっています。

- ①資本又は出資を有しない法人（②を除く）
（期末時の貸借対照表上の総資産の帳簿価額－期末時の貸借対照表上の総負債の帳簿価額－当期の利益の額（又は＋当期の損失の額））×60%
この法人には、全所得課税型の一般財団法人や一般社団法人、相互会社である生命保険会社、非出資の協同組合等が含まれます。
- ②資本又は出資を有しない公益法人等又は人格のない社団等
上記①の金額×（期末時の収益事業に係る資産の価額÷期末時の貸借対照表上の総資産の価額）
この法人には、公益財団法人や公益社団法人、非営利型の一般財団法人、一般社団法人、学校法人、社会福祉法人等、法人税法別表第2に掲げる法人が該当します。

